

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年3月29日京都市条例第 44号）（文化市民局地域自治推進室）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）等の一部改正により、法でマイナンバーの利用が認められている事務について、関係機関間での情報連携がより速やかに行えるように見直されました。

これに伴い、法の規定を引用する以下の条例中の規定を整備することとしました。

- 1 京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
- 2 施行前の京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（令和3年11月15日京都市条例第9号）

上記1の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から、上記2の改正は、公布の日から施行することとしました。

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市条例第44号

京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例

(京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第1条 京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項本文中「別表第1」を「別表」に、「法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該」の右に「利用特定個人情報及び」を加える。

別表1法別表第1 23及び95の項並びに第3条第1項第1号イに規定する事務の項中「別表第1 23」を「別表23の項」に改める。

(京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(令和3年11月15日京都市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表1法別表第1 15及び63の項並びに第3条第1項第1号イに規定する事務の項の改正規定中「94の項」を「95の項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(調整規定)

2 この条例の施行の日が、京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(令和3年11月15日京都市条例第9号。以下「一部改正条例」という。)別表1の改正規定の施行の前日である場合には、第1条のうち京都市個人番

号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表1法別表第1 23及び95の項並びに第3条第1項第1号イに規定する事務の項の改正規定中「別表第1 23及び95の項」とあるのは「別表第1 15及び63の項」と、「別表第1 23」とあるのは「別表第1 15」と、「別表23の項」とあるのは「別表15の項」とする。

- 3 前項の場合において、一部改正条例のうち京都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表1法別表第1 15及び63の項並びに第3条第1項第1号イに規定する事務の項の改正規定中「別表第1 15」とあるのは「別表15の項」と、「別表第1 23」とあるのは「別表23の項」とする。

(文化市民局地域自治推進室)